



平成 21 年 3 月 4 日

## 各 位

会 社 名 株式会社サガミチェーン  
代表者氏名 代表取締役社長 眞鍋 洋治  
連 絡 者 取締役管理本部担当 伊藤 修二  
電 話 番 号 (052) 771-2126  
(コード番号 9900) 東証・名証一部

### 定款一部変更に関するお知らせ

平成 21 年 3 月 4 日開催の取締役会において、平成 21 年 4 月 16 日開催予定の第 39 期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)、(以下「決済合理化法」という。)の施行に伴い、以下のとおり変更を行うものであります。
  - ① 決済合理化法附則第 6 条の定めにより、当社は株券電子化の施行日(平成 21 年 1 月 5 日)において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、当社定款第 7 条(株券の発行)を削除し、併せて株券に関する文言の削除および修正を行うものであります。
  - ② 「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和 56 年法律第 30 号)が廃止されたことに伴い、実質株主および実質株主名簿に関する文言の削除および修正を行うものであります。
  - ③ 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。
  - ④ その他必要な文言の加除、修正等を行うものであります。

(2) 当社は、現行定款におきまして、取締役会の決議により中間配当を行うことができるものと認識しておりましたが、中間配当の基準日の規定はあるものの、会社法に基づき取締役会の決議によることとする規定を平成19年4月改正時に誤って削除してしまったため、所要の規定を設けるものであります。

なお、平成19年7月20日中間決算に係る中間配当については、平成20年4月定時株主総会で事後承認を受けたものと考えられ、特段の問題はない旨、弁護士の見解を得ております。また、平成20年7月20日中間決算に係る中間配当は見送りとさせていただきます。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、変更条文のみ記載し、下線は変更部分であります。

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第7条（株券の発行）</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>第8条（条文省略）</p> <p>第9条（<u>単元株式数および単元未満株券の不発行</u>） 当社の株式の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p><u>2. 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。</u></p> <p>第10条（<u>単元未満株式についての権利</u>） 当社の株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</li> <li>2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</li> <li>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および募集新株予約権の割当てを受ける権利</li> </ol> <p>第11条（<u>株式取扱規程</u>） 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p>（削 除）</p> <p>第7条（現行どおり）</p> <p>第8条（単元株式数） 当社の株式の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>第9条（<u>単元未満株式についての権利</u>） 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</li> <li>2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</li> <li>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および募集新株予約権の割当てを受ける権利</li> </ol> <p>第10条（<u>株式取扱規程</u>） 当社の株式に関する取扱いおよび手数料、<u>株主の権利行使に際しての</u> <u>手続等</u>については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 12 条 (株主名簿管理人)            当社は、株主名簿管理人を置く。            2. 当社の株主名簿管理人、その事務取扱場所および取次所は、取締役会において定める。            3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第 13 条～第 37 条 (条文省略)</p> <p>第 38 条 (剰余金の配当の基準日)            当社の期末配当の基準日は、毎年 1 月 20 日とする。            2. 当社の中間配当の基準日は、毎年 7 月 20 日とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>第 11 条 (株主名簿管理人)            当社は、株主名簿管理人を置く。            2. 当社の株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。</p> <p>第 12 条～第 36 条 (現行どおり)</p> <p>第 37 条 (剰余金の配当の基準日)            当社の期末配当の基準日は、毎年 1 月 20 日とする。</p> <p>第 38 条 (中間配当)            当社は、取締役会の決議によって、毎年 7 月 20 日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>附則</p> <p>第 1 条 当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p>第 2 条 当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第 3 条 本附則第 1 条から本条までの規定は、平成 22 年 1 月 6 日をもってこれを削除する。</p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日  
 定款変更の効力発生日

平成 21 年 4 月 16 日 (木曜日)  
 平成 21 年 4 月 16 日 (木曜日)

以 上